

○総務省令第三十三号

公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第一項第四号及び第四十九条第七項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十八条第四項、第五十一条第一項、第五十九条の六の三第二項及び第六項並びに第四百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

総務大臣 山本 早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「書面」の下に「又は法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書」を加え、同条第二項中「文書」を「申請の文書」に改める。

第十条の六の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 令第五十九条の六の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第十三号様式の八の二に準じて作成しなければならない。

第十条の六に次の二項を加える。

3 前二項の請求書には、次の各号に掲げる令第五十九条の六第二項の規定による申出又は令第五十九条の六の三第一項の規定による請求をする船員が乗船する船舶の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、第十七条の二第一項第六号に定める船舶にあつては、この限りでない。

一 法第四十九条第七項に規定する指定船舶 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第六項に規定する許可証又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第六条第一項に規定する許可証の写し

二 第十七条の二第二項に定める船舶 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し又はこれに準ずるもの

4 令第五十九条の六の三第二項に規定する総務省令で定める書面は、同条第一項の規定による請求をする

船員が乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の当該請求の時における船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面とする。

第十条の七の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に、「様式」を「様式等」に改め、同条中「第五十九条の六第二項」の下に「又は第五十九条の六の三第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

2 令第五十九条の六の三第三項に規定する確認書（次条第一項において「確認書」という。）は、別記第十三号様式の九の二に準じて調製しなければならない。

第十条の七の次に次の一条を加える。

（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における確認書の受信等）

第十条の七の二 法第四十九条第七項に規定する総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六の三第六項の規定により送信された確認書を受信したときは、当該確認書を受信した用紙の余白に、当該確認書を受信した日時を印字しなければならない。

2 令第五十九条の六の三第六項に規定する総務省令で定める方法は、電話その他の方法とする。

第十条の八の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

第十条の九の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条第一項中「第五十九条の六第九項」の下に「又は第五十九条の六の三第七項（令第五十九条の六の四第二項において読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第五十九条の六第九項」の下に「又は第五十九条の六の三第七項」を、「ときは、」の下に「当該投票を受信した」を加える。

第十条の十の見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改め、同条中「第五十九条の六第十四項」の下に「又は第五十九条の六の三第九項」を加える。

第十条の十一第一項及び第十条の十五第二項中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

第十七条の二の見出しを「（指定船舶等）」に改め、同条中「第四十九条第七項に規定する」の下に「船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第四十九条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項の規定により同規則第二

条第四項に規定する外航船舶運航事業を営む者が報告する当該事業の用に供する船舶のうち、船籍が日本以外の国である船舶とする。

第十七条の二の三中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

(別紙参照)

別記第四号様式の二を次のように改める。

(別紙参照)

別記第十三号様式の八を次のように改める。

(別紙参照)

別記第十三号様式の八の次に次の様式を加える。

(別紙参照)

別記第十三号様式の九を次のように改める。

(別紙参照)

別記第十三号様式の九の次に次の様式を加える。

(別紙参照)

別記第十三号様式の十から別記第十三号様式の十四までの見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

別記第十三号様式の十五中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

別表第一北海道の項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に改め、同表青森県の項中「沖上平開拓地」を「沖揚平」に、「田代平開拓地」を「田代平」に改め、「十和田市 大字奥瀬字十和田(通称十和田湖畔)」を削り、「善光寺平開拓地」を「善光寺平」に、「大木平開拓地」を「大木平」に改め、同表新潟県の項を次のように改める。

新潟県

村上市 三面

魚沼市 下折立 宇津野の内飛地(通称銀山平)

別表第一鹿児島県の項中「上屋久町口永良部島」を「屋久島町口永良部島」に改める。

別表第二北海道の項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に改め、同表新潟県の項を次のように改める。

新潟県

新潟市 中央区

村上市 上越市 佐渡市

別表第二静岡県の項中「下田市」を「下田市 湖西市」に改め、

「志太郡 大井川町
浜名郡 新居町」
を削り、同表愛知

県の項中「幡豆郡 一色町 吉良町 幡豆町」を削り、同表岡山県の項を次のように改める。

岡山県

岡山市 北区 中区 東区 南区

倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市

別表第二福岡県の項中「前原市」を「糸島市」に改め、同表長崎県の項中「江迎町」を削り、同表宮崎県の項中「南那珂郡 南郷町」を削り、同表鹿児島県の項中「上屋久町」を「屋久島町」に改める。

別表第三北海道の項中「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に改め、同表新潟県の項中「新潟市」を「新潟市 中央区」に改め、同表宮崎県の項中「南那珂郡 南郷町」を「日南市」に改める。

附 則

1 この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙法施行規則第十条の六第二項から第四項まで、第十条の七、第十条の七の二、第十条の九、第十条の十及び第十七条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則別記第四号様式の規定により作成し

た選挙人名簿登録証明書交付申請書、第四号様式の二の規定により調製した選挙人名簿登録証明書、第十号様式の八の規定により作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書、第十三号様式の九の規定により調製した投票送信用紙並びに第十三号様式の十五の規定により作成した南極選挙人証交付申請書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第四号様式、第四号様式の二、第十号様式の八、第十三号様式の九及び第十三号様式の十五にかかわらず、これらの申請書等を使用することを妨げない。

第四号様式（選挙人名簿登録証明書交付申請書の様式）（第三条関係）

選挙人名簿登録証明書交付申請書

公職選挙法施行令第十八条の規定により選挙人名簿登録証明書の交付を受けたいので、必要書類を添え申請します。

選挙人名簿に記載されている住所

生年月日

平成何年何月何日

氏

名

何市（区）（町）（村）選挙管理委員会委員長 氏

名あて

添付書類

船員手帳（船員である旨の証明書）（実習生については、法第四十九条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書）

備考

- 一 氏名欄の氏名は、必ず自分で書くこと。
- 二 船員である旨の証明書の証明者は、船舶所有者（船員法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）又は船長（それらの代理人を含む。）とする。

第四号様式の11（選挙人名簿登録証明書の様式）（第三号関係）

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所
氏 名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

平成何年何月何日交付

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長 氏 名 印

選挙	選挙期日	令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付	令第59条の6、第59条の6の3又は第59条の6の4の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			
何選挙	平成何年何月何日	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	何県何郡（市）（区）何町（村）交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会 委員長印	交付

備考

- この証明書の有効期限は、交付の日から7年とする。
- 船員でなくなった場合等、令第18条第3項に規定する場合に該当するに至ったときは、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

備考

- 1 用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。
- 2 令第35条第2項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。
- 3 令第53条又は第54条の規定により記入する場合には、「令第53条又は第54条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 4 令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 5 令第59条の6の3第3項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
- 6 令第59条の6第16項の規定又は令第59条の6の3第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。
- 7 南極調査員について
 - ①令第35条第3項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記載するものとする。
 - ②令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第4項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊長への交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。
 - ③令第59条の8第3項において準用する令第59条の6第16項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

第十三号様式の八（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十條の六關係）

請求書

選挙人名簿に記載されている住所 都（何道府県）何郡（市）（区） 何町（村）何番何号	選挙人氏名	生年月日	船員手帳の番号	備考

当何々丸は、遠洋区域を航行区域とする（公職選挙法施行規則第十七條の二第何項第何号の規定に該当する）船舶であり、平成何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、平成何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、当何々丸に乗り組む右の船員から第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）について公職選挙法施行令第五十九條の六第一項の申出を受けたので、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

平成何年何月何日

船舶の名称 何々丸

船舶内に設置された投票の送信に用いる

ファクシミリ装置の番号

船舶の所有者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏 名（名 称）

船 長 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏 名（名 称）

船長代理者 住所 都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏 名（名 称）

都（何道府県）何郡（市）（区）何町（村）何番何号 氏 名（名 称）

添付書類

船舶安全法第九條第一項に規定する船舶検査証書、漁業法第五十二條第六項に規定する許可証若しくは特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第六條第一項に規定する許可証又は船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三條第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し若しくはこれに準ずるもの

備考

「船員手帳の番号」欄には、船員が自衛隊員である場合にあっては「自衛隊員」と記載し、実習生である場合にあっては「実習生」と記載すること。

第十三号様式の八の二（不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式）（第十条の六関係）

私は、公職選挙法施行規則第十七条の二第何項第何号の規定に該当する遠洋区域を航行区域とする船舶等である何々丸に乗る船員であり、当該船舶は、平成何年何月何日、何々に向け、何々港を出港し、平成何年何月何日、何々港に帰港する予定であるが、公職選挙法第四十九条第八項の規定により、第何回衆議院議員総選挙（第何回参議院議員通常選挙）について不在者投票を行ったので、公職選挙法施行令第五十九条の六の三第一項の規定により、投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の交付を請求します。

平成何年何月何日

選挙人名簿に記載されている住所 都（何道府県） 何郡（市）（区） 何町（村） 何番何号

選挙人氏名

生年月日

船員手帳の番号

船舶の名称 何々丸

船舶内に設置された投票の送信に用いる

フアクシミリ装置の番号

船舶の所有者 住所 都（何道府県） 何郡（市）（区） 何町（村） 何番何号

船員代理者 住所 都（何道府県） 何郡（市）（区） 何町（村） 何番何号 氏（名） 称（名）

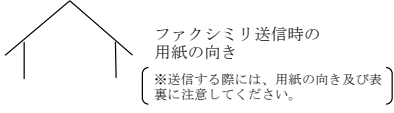
都（何道府県） 何郡（市）（区） 何町（村） 選挙管理委員会委員長あて 氏（名）


添付書類


- 一 船舶安全法第九条第一項に規定する船舶検査証書、漁業法第五十二条第六項に規定する許可証若しくは特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第六条第一項に規定する許可証又は船舶運航事業所等の提出する定期報告書に関する省令第三条第一項に規定する使用船舶明細報告書の写し若しくはこれに準ずるもの
- 二 乗船することが見込まれる令第五十五条第六項に規定する指定船舶等の本請求の時ににおける船員法第十八条第一項第二号に規定する海員名簿の写しその他の当該指定船舶等に乗る日本国民たる船員の数が二人以下であると見込まれることを証する書面

備考

「船員手帳の番号」欄には、船員が自衛隊員である場合にあっては「自衛隊員」と記載し、実習生である場合にあっては「実習生」と記載すること。

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>① 指定市町村名 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">都道府県 市町村 (区)</div></p> <p>② この用紙を船長又は船員に交付した年月日 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">平成 年 月 日</div></p> <p>③ 選挙の種類 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%;"></div></p> <p>④ 船員の選挙人名簿登録地市町村名 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">都道府県 市町村 (区)</div></p> <p>⑤ 令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">第59条の6に係る請求 第59条の6の3に係る請求</div></p> <p>2. 不在者投票管理者等の記載事項</p> <p>① 氏名（署名） <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%;"></div></p> <p>② 指定船舶等の名称 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%;"></div></p> <p>③ この用紙を船員に交付した年月日 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">平成 年 月 日</div></p> <p>3. 立会人の記載事項 氏名（署名） <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%;"></div></p> <p>4. 船員の記載事項</p> <p>① 氏名（署名） <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%;"></div></p> <p>② 住所 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">市区町村</div></p> <p>③ 選挙人名簿登録証明書の交付年月日 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%; text-align: center;">平成 年 月 日</div></p> <p>④ 船員手帳の番号 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%;"></div></p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理投票の署名 <div style="border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100%;"></div></p>	<p>【投票記載部分】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 5px; left: 5px; font-size: small;"> こうほしやしめい 候補者氏名 </div> <div style="position: absolute; top: 50px; left: 50px; font-size: x-small;"> 〇 注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(切り取り線)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>
<p>【注意事項記載欄】</p> <p>1 投票送信用紙の交付から送信までの手続</p> <p>(1) 令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。</p> <p>② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。</p> <p>④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。</p> <p>(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</p> <p>② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。</p> <p>③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>2 投票送信用紙の送信後の手続</p> <p>(1) 令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。</p> <p>(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。</p> <p>3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続</p> <p>船長は、船員から令第59の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。</p> <p>交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。</p> <p>なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印</div>	

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>① 指定市町村名 都道府県 市町村 (区)</p> <p>② この用紙を船長又は船員に交付した年月日 平成 年 月 日</p> <p>③ 選挙の種類 </p> <p>④ 船員の選挙人名簿登録地市町村名 都道府県 市町村 (区)</p> <p>⑤ 令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 第59条の6に係る請求 第59条の6の3に係る請求</p> <p>2. 不在者投票管理者等の記載事項</p> <p>① 氏名(署名) </p> <p>② 指定船舶等の名称 </p> <p>③ この用紙を船員に交付した年月日 平成 年 月 日</p> <p>3. 立会人の記載事項 氏名(署名) </p> <p>4. 船員の記載事項</p> <p>① 氏名(署名) </p> <p>② 住所 市区町村</p> <p>③ 選挙人名簿登録証明書の交付年月日 平成 年 月 日</p> <p>④ 船員手帳の番号 </p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理投票の署名 </p>	<p>【投票記載部分】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">せいとう た 政党その他 の政治団体 めいしょうまた の名称又は りやくしよう 略称</p> </div> <p style="text-align: center;">○ 注 意</p> <p style="font-size: small;">何選挙洋上投票 政 党 其 他 の 政 治 団 体 の 名 称 又 は 略 称 は、欄 内 に 一 つ 書 く こ と。</p>
(切り取り線)	
 <p style="text-align: right; font-size: small;">ファクシミリ送信時の 用紙の向き</p> <p style="text-align: right; font-size: x-small;">※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。</p>	
<p>【注意事項記載欄】</p> <p>1 投票送信用紙の交付から送信までの手続</p> <p>(1) 令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。</p> <p>② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。</p> <p>④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。</p> <p>(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</p> <p>② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。</p> <p>③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>2 投票送信用紙の送信後の手続</p> <p>(1) 令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。</p> <p>(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。</p> <p>3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続</p> <p>船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。</p> <p>交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。</p> <p>なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印</div>	

<p>【必要事項記載部分】</p> <p>1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項</p> <p>① 指定市町村名 <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">都道府県 市町村 (区)</div> </p> <p>② この用紙を船長又は船員に交付した年月日 <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">平成 年 月 日</div> </p> <p>③ 選挙の種類 <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%;"></div> </p> <p>④ 船員の選挙人名簿登録地市町村名 <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">都道府県 市町村 (区)</div> </p> <p>⑤ 令第59条の6又は第59条の6の3に係る請求の別 <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">第59条の6に係る請求 第59条の6の3に係る請求</div> </p> <p>2. 不在者投票管理者等の記載事項</p> <p>① 氏名(署名) _____</p> <p>② 指定船舶等の名称 _____</p> <p>③ この用紙を船員に交付した年月日 <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">平成 年 月 日</div> </p> <p>3. 立会人の記載事項 氏名(署名) _____</p> <p>4. 船員の記載事項</p> <p>① 氏名(署名) _____</p> <p>② 住所 _____ <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">市区町村</div> </p> <p>③ 選挙人名簿登録証明書の交付年月日 <div style="border-bottom: 1px solid black; width: 100%; text-align: center;">平成 年 月 日</div> </p> <p>④ 船員手帳の番号 _____</p> <p>5. 代理投票の仮投票の場合 代理投票の署名 _____</p>	<p>【投票記載部分】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-size: small;">こうほしやしめい 候補者氏名 また は せいとう 政党その他 の政治団体 の名称若し りやくしやう くは略称</p> </div> <p style="font-size: small;">(切り取り線)</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
<p>(切り取り線)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p style="font-size: small;">ファクシミリ送信時の 用紙の向き</p> <p style="font-size: x-small;">※送信する際には、用紙の向き及び表裏に注意してください。</p> </div> </div>	
<p>【注意事項記載欄】</p> <p>1 投票送信用紙の交付から送信までの手続</p> <p>(1) 令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1、2、3欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりせず、投票の記載をする場所で4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載してください。</p> <p>② 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて船長から知らされた電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>③ 代理投票の場合は、4欄には代理記載人が記載してください。</p> <p>④ 5欄には、代理投票の仮投票の場合以外は記載しないでください。</p> <p>(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① この投票送信用紙の交付を受けた船員は、1欄及び2欄中②欄に記載されている事項を消したり、修正を加えたりしないでください。</p> <p>② 船員は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が指定した時間内に確認書の送信を行った後、選挙の期日の公示があった日の翌日から当該選挙の期日の前日までの間の指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内において、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。なお、④欄には、当該船員が自衛隊員である場合には「自衛隊員」と記載し、実習生である場合には「実習生」と記載し、2欄中①、③欄及び3欄については、何も記載しないでください。</p> <p>③ 投票の記載を行った船員は、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。</p> <p>2 投票送信用紙の送信後の手続</p> <p>(1) 令第59条の6に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに船長から交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、船長に提出してください。</p> <p>(2) 令第59条の6の3に係る請求の場合</p> <p>① 船員は、送信を行った後、直ちに、投票記載部分、必要事項記載部分及び注意事項記載欄をそれぞれ切り離し、投票記載部分を投票送信用紙とともに交付された投票送信用紙用封筒に入れて封をし、必要事項記載部分を当該投票送信用紙用封筒の表面に貼り付けて、確認書とともに保管し、本邦の港に帰ったときに、指定市町村の選挙管理委員会の委員長あて送致してください。</p> <p>3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続</p> <p>船長は、船員から令第59条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。</p> <p>交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。</p> <p>なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。</p>	
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 10px;">市(区)(町)(村)選挙管理委員会 印</div>	

何選挙洋上投票

○ 注意

一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。

二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

備考

- 一 投票送信用紙は両面印刷の方法により調製しても差し支えないが、投票記載部分及び必要事項記載部分の裏面には何も印刷しないこと。
- 二 様式その一は衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その二は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式であり、様式その三は参議院比例代表選出議員の選挙の投票送信用紙の様式である。
- 三 投票送信用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 四 投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 五 不正行為を防止することができる方法で投票送信用紙を印刷することができるものと認められる場合に限り、指定市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票送信用紙に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 六 投票記載部分に選挙の種類を記載する際には「第何回衆議院小選挙区選出議員選挙」等と記載しなければならない。
- 七 指定市町村の選挙管理委員会の委員長は、令第五十九条の六に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の必要事項記載部分の「一. 選挙区名」欄に、令五十九条の六の三に係る請求を受けた場合は投票送信用紙の「一. 選挙区名」欄及び「二. 市町村名」欄中「①選挙区名」欄に必要事項を記入して交付しなければならない。
- 八 投票送信用紙の注意事項記載欄の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。

何選挙洋上投票 確認書

確
認
用

(切り取り線)

【必要事項記載部分】

1. 指定市町村の選挙管理委員会の委員長の記載事項

①指定市町村名

都道府県 市町村 (区)

②船員手帳の番号

自衛隊員又は実習生の場合は、選挙人名簿登録証明書の
交付年月日を記載するとともに、自衛隊員である場合に
は「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と
記載すること。

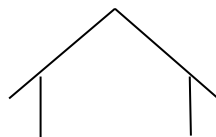
2. 船員の記載事項

①氏名（署名）

②記載した日時

平成 年 月 日 時 分

(切り取り線)



ファクシミリ送信時の
用紙の向き

※送信する際には、用紙の向き及び表
裏に注意してください。

【注意事項記載欄】

- 1 この確認書の交付を受けた船員は、1欄に記載された事項を消したり、修正を加えたりしないでください。
- 2 船員は、2欄にもれなく記載をした後、指定市町村の選挙管理委員会の委員長が定める時間内に、ファクシミリ装置を用いて請求書に記載した電気通信番号により指定市町村の選挙管理委員会の委員長あてに送信してください。
- 3 送信後は、指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けてください。
- 4 指定市町村の選挙管理委員会の委員長からの確認を受けた後、投票送信用紙を用いた投票を行ってください。

市(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

備考

- 一 確認書は片面印刷の方法により調製しなければならない。
- 二 確認書の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 三 確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印は、指定市町村の選挙管理委員会の定めるところにより、指定市町村の印をもってこれに代えても差し支えない。
- 四 不正行為を防止することができる方法で確認書を印刷することができる場合限り、指定市町村の選挙管理委員会、その定めるところにより、確認書に押すべき指定市町村の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 五 確認書の余白には、必要と認められる事項を記載することができる。